

「政策の目標」ごとの政策所管課等及び各局課評価担当組織

「政策の目標」	政策所管課等	各局課評価担当組織
総合目標 1	主計局（調査課、総務課）、大臣官房総合政策課、主税局（総務課、調査課）	主計局司計課、大臣官房総合政策課、主税局総務課
総合目標 2	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	主税局総務課
総合目標 3	理財局（総務課、国庫課、国債企画課、国債業務課、財政投融资総括課、国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、管理課、計画官）	理財局総務課
総合目標 4	大臣官房信用機構課、理財局（国庫課）	大臣官房信用機構課、理財局総務課
総合目標 5	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（関税課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	国際局総務課、関税局総務課
総合目標 6	大臣官房総合政策課、主計局（総務課、調査課）、主税局（総務課、調査課）	大臣官房総合政策課、主計局司計課、主税局総務課
政策目標 1-1	主計局（総務課、司計課、調査課、主計官、主計企画官）	主計局司計課
政策目標 1-2	主計局（総務課）、主税局（総務課）	主計局司計課、主税局総務課
政策目標 1-3	主計局（司計課、総務課、法規課）、会計センター（研修部）	主計局司計課
政策目標 1-4	主計局（司計課）	主計局司計課
政策目標 1-5	主計局（主計官、主計企画官）、主税局（総務課）、理財局（計画官）	主計局司計課、主税局総務課
政策目標 1-6	主計局（法規課）	主計局司計課
政策目標 2-1	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	主税局総務課
政策目標 2-2	長官官房（総務課、人事課、会計課、企画課、参事官、国際業務課、厚生管理官、広報広聴官、相互協議室、税務相談官、首席国税庁監察官）、課税部（課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、審理室、資産評価企画官、鑑定企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校、国税不服審判所	国税庁総務課
政策目標 2-3	国税庁課税部（酒税課、鑑定企画官）	国税庁総務課
政策目標 2-4	長官官房（総務課）、課税部（課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課）	国税庁総務課

「政策の目標」	政策所管課等	各局課評価担当組織
政策目標 3-1	<u>理財局（国債企画課、国債業務課）</u>	<u>理財局総務課</u>
政策目標 3-2	<u>理財局（財政投融资総括課、計画官室、管理課）</u>	<u>理財局総務課</u>
政策目標 3-3	<u>理財局（国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、政府出資室、国有財産有効活用室、国有財産監査室、国有財産審理室、国有財産情報室）</u>	<u>理財局総務課</u>
政策目標 3-4	<u>理財局（国庫課）</u>	<u>理財局総務課</u>
政策目標 4-1	<u>理財局（国庫課通貨企画調整室）</u>	<u>理財局総務課</u>
政策目標 4-2	<u>大臣官房信用機構課</u>	<u>大臣官房信用機構課</u>
政策目標 5-1	<u>関税局（関税課）</u>	<u>関税局総務課</u>
政策目標 5-2	<u>関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）</u>	<u>関税局総務課</u>
政策目標 5-3	<u>関税局（業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、事務管理室、税関調査室）、関税中央分析所</u>	<u>関税局総務課</u>
政策目標 6-1	<u>国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）</u>	<u>国際局総務課</u>
政策目標 6-2	<u>国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、関税局（総務課、参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）</u>	<u>国際局総務課、関税局総務課</u>
政策目標 6-3	<u>国際局（総務課、開発政策課）</u>	<u>国際局総務課</u>
政策目標 7-1	<u>大臣官房政策金融課</u>	<u>大臣官房政策金融課</u>
政策目標 8-1	<u>大臣官房政策金融課</u>	<u>大臣官房政策金融課</u>
政策目標 9-1	<u>主計局（給与共済課）</u>	<u>主計局司計課</u>
政策目標10-1	<u>理財局（総務課調査室）</u>	<u>理財局総務課</u>
政策目標11-1	<u>理財局（総務課たばこ塩事業室）</u>	<u>理財局総務課</u>

(注) 「政策所管課等」欄及び「各局課評価担当組織」欄の第一番目に記載した課等（下線）が、「政策の目標」ごとの取りまとめ担当である。